

しのはら公園指定管理者募集に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>【募集要項 P2 2- (2) 本事業の概要】 「カフェスペースの運営」「多目的棟厨房の運営」について、指定管理者が自主運営することも可能でしょうか。 また、使用料はどの程度の見込みでしょうか。</p>	<p>募集要項 P4 の「(ア) 飲食店、売店等の運営について」に記載のとおり、自主事業により運営することが可能です。 また、使用料につきましては、子ども体験学習施設の「カフェスペース」は 1 年あたり 13 万円程度、「多目的スペース棟」の厨房部分は 1 年あたり 16 万円程度を想定しております。</p>
2	<p>【募集要項 P10 (7) 付属書類⑧】 納税証明書につきましては、申請者の所在地（本社）における市税、県税に該当する納税証明書でよろしいでしょうか。また、法人税・消費税については「その 3 の 3」の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>【要項別表 リスク分担表 P1】 公園維持管理より、光熱水費等の支出は指定管理者リスクを負うものと記載がありますが、物価変動と同様に当該年度の収支計画書の額から高騰した際には、協議することは可能でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 募集要項 P7 の「7 指定管理者の業務にかかる経費 (9)」をご確認ください。</p>
4	<p>【仕様書 P15 2-3 開業準備業務⑨】 オープニング・セレモニーの企画及び準備に係る費用は、開業準備予算に含む認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>企画及び準備、当日のオープニング・セレモニー挙行までを開業準備費に含みます。</p>
5	<p>【様式第 7 号】 「* グループの規約等を添付してください」とありますが、どのような書類を想定されているでしょうか。</p>	<p>グループ間で交わした合意書や協定書などを想定しております。また、グループを構成していない場合には、取り決めや規約（案）等を想定しております。</p>

6	<p>無料スペースも含めた来館者数の把握は出来ますか。(カウンターの設置等)</p>	<p>無料スペースを含めた来館者数を把握するための機器等は用意しておりません。</p>
7	<p>【募集要項 グループ構成員表】 募集要項において、申請時に法人等が成立されていない場合は、設立予定の法人等の経営に直接関与する予定である法人等の(7)付属書類を提出する旨の記載があります。 この場合、グループ構成員表(様式第1-2号)には、設立予定の団体名称及び代表予定者の氏名を記載し、現時点で所有している印鑑により押印することで差し支えないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>【要項別表 リスク分担表 P1】 別表リスク分担表において、公園維持管理に係る光熱水費は指定管理者負担とされていますが、市として想定している年間の光熱水費の目安がございましたらご教示ください。</p>	<p>募集要項P14の「審査基準表 5項及び6項」に関係するものと考えられるため、回答は控えさせていただきます。 なお、募集要項P6の「7 指定管理者の業務にかかる経費(3)」にもご留意ください。</p>
9	<p>【仕様書 P6「子育てひろば担当 利用者支援事業(基本型)】 専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修を修了している者と記載がありますが、指定管理開始年度内もしくは翌年度に当該研修を受講・修了する予定である場合でも、配置要件を満たすものとして差し支えないでしょうか。</p>	<p>適切な事業運営のため、施設の営業開始時点において、研修を修了している職員の配備をお願いします。</p>

10	<p>【仕様書 P23 4- (1) 非常時の対応】</p> <p>災害時の子ども体験学習施設の位置づけについて</p> <p>しのはら公園は一次避難地として指定されている一方、子ども体験学習施設は指定避難所とはしない旨の記載があります。災害時において、市として想定している子ども体験学習施設の活用範囲がございましたらご教示ください。</p>	<p>しのはら公園は、一次避難地として予定しており、安全に避難できる状況であることを確認後、最寄りの指定避難場所である「竜王小学校」へと避難及び誘導してください。</p> <p>現時点では、子ども体験学習施設は、災害時の活用を見込んでおりません。</p>
11	<p>【仕様書 公園利用・イベント等】</p> <p>ドローンの使用可否について</p> <p>公園内における広報・記録等を目的としたドローン等の活用について、指定管理者として検討することの可否及び想定される制限や手続きがございましたらご教示ください。</p>	<p>しのはら公園におけるドローンによる撮影行為は、指定管理者の権限によりその申請を受け付けし、許可を出すことが出来ます。</p> <p>仕様書 P12 (イ) 占用許可・行為許可を参照してください。指定管理者自身が当該行為を行う場合、制限や手続きは特に想定しておりませんので、関係法令を遵守の上、実施してください。</p>
12	<p>2階のデジタル遊具で設置が予定されているモニターやボールプールについては、準備費用内で指定管理者が選定し、購入するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>屋内遊戯体験スペース 2階のモニターやボールプールについては、市で整備します。</p>
13	<p>子ども体験学習施設内のカフェスペース及び芝生広場に隣接する多目的スペース棟での飲食事業等は、子ども体験学習施設の開館時間内で自由にオープン時間を設定して問題はないでしょうか。また、多目的スペースでの営業は定期休日を別途設けることが可能でしょうか。</p>	<p>ご質問の飲食事業等は自主事業となりますので、オープン時間や定休日の設定は、指定管理者の意向を優先します。ただし、その内容も含めての審査となります。</p>
14	<p>子ども体験学習施設内のカフェスペース及び多目的スペースの設置管理許可使用料の具体的な金額を伺うことは可能でしょうか。</p>	<p>質問 N0. 1 の回答を参照してください。</p>

15	自主事業分の光熱水費を主たる事業と分けて管理する場合、箇所別にメーターを設置いただくことは可能か。	子ども体験学習施設内のカフェスペース及び多目的スペース棟については、水道及び電気の子メーターをそれぞれ市で設置します。
----	---	---